

平成21年8月
警察庁生活安全局

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見
の募集結果について

警察庁において、平成21年7月24日から同年8月22日までの間、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集を行ったところ、37件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案

2 命令等の案を公示した日

平成21年7月24日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています
(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室
において閲覧に供します。)

4 参考

頂いた御意見の総数 37件

(内訳)

電子メール 33件

F A X 3件

郵 送 1件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 政令案に対する御意見

(1) 技能講習を受ける必要がない者に関する規定の整備について

この項目に対しては、

日本体育協会の加盟地方団体から推薦を受けた者が他の所持者よりも優れているとは言えず、こういった規定を設ける必要はないのではないかと

といった御意見がありました。

日本体育協会の地方加盟団体により推薦を受けるのは、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者となりますが、これらの者は猟銃の操作及び射撃について一定の技能を確実に有していると認められることから技能講習を受ける必要がないと考えられます。

また、

技能講習の課程を修了したかどうかについては、点数で判断できるため、教習射撃場の管理者に委託をすることができる事務に、講習の課程を修了したかどうかの判断に関する事務も加えるべきである。

といった御意見がありました。

技能講習の課程を修了したかどうかの判断は、猟銃の射撃の科目における射撃の点数だけではなく、猟銃の操作の科目や猟銃の射撃の科目における猟銃の取扱いが危険なものでないかといった要素も加味して行うべきものですので、必ずしも点数で判断できるものではありません。

また、技能講習の課程を修了したと判断されれば、都道府県公安委員会は技能講習修了証明書を交付しなければならないこととなりますが、同証明書の交付の有無は、猟銃の所持許可の可否に直接関係するため、技能講習の課程を修了したかどうかの判断を教習射撃場管理者に行わせるのは適当ではないと考えられます。

(2) 猟銃の所持の許可に係る欠格要件に関する規定の整備について

この項目に対しては、

対象となる行為を簡潔にわかりやすく規定し、社会通念上一般的に起こりえる過失による事故等については考慮してほしい。

といった御意見がありました。

この点については、対象となる罪の範囲には過失による犯罪は規定しておりません。

(3) その他の所要の規定の整備について

この項目に対しては、

技能講習の受講手数料は必要なのか。講師の警察官の人件費であるとすれば、都道府県公安委員会から税金で支払われているはずであり納得できない。

といった御意見がありました。

手数料は、特定の者のためにする事務について徴収することができるかとされているところであり（地方自治法第227条）、現行の講習会（銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3）についても受講手数料を徴収しています。

2 その他

今回の意見募集の対象外ではありますが、銃砲刀剣類所持等取締法に関する御意見として、

運動競技会の選手又はその候補者としての推薦がない者であっても、射撃実績、成績等を考慮し、技能講習の受講を免除又は軽減してほしい。

銃の所持を厳格化しておきながら、犯罪を犯して10年経つと銃が持てるようになるのは矛盾である。凶悪犯罪者は二度と銃を所持できないようにしてほしい。

また、今後の制度の運用等として、

居住する地域に射撃場がない場合、技能講習はどこで受講するのか具体的な説明がない。

射撃教習と異なり、対象者が多くなることから、都道府県公安委員会が通知した日時・場所では、現実的には技能講習の受講ができなくなってしまうのではないかと

といったものがありました。

これらの御意見については、今後の参考とさせていただきます。